

公益財団法人 公益法人協会 第62回(通常)理事会議事録

- 1 開催された日時 令和3年6月9日(水) 15時～16時40分
- 2 開催された場所 仏教伝道センター 7階「見」
- 3 理事総数及び定足数
総数 15名、定足数 8名
- 4 出席理事数 12名
(会場出席) 浦上節子、鈴木勝治、時枝(雨宮)孝子(以下「雨宮理事長」)、長沼良行、
渡邊 肇
(オンライン出席) 太田達男、岸本幸子、高宮洋一、田中 皓、橋本大二郎、蓑 康久、
山岡義典
(欠 席) 片山正夫、早瀬 昇、堀田 力
(監事出席) 谷村 啓(会場出席)、中田ちず子、平川純子(以上、オンライン出席)

5 議 題

決議及び承認事項

第1号議案「2020年度事業報告及び附属明細書の承認」の件

第2号議案「『2020年度計算書類(貸借対照表及び正味財産増減計算書)及び附属明細書並びに財産目録』『同 民間公益活動推進基金 明細書』の承認」の件

第3号議案「『役員等候補選出委員会へ提出する理事及び監事並びに評議員候補者名簿』の承認」の件

報告事項

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響と対応状況
- ② 創立50周年記念事業の募金状況
- ③ 印鑑・署名の見直しと登記等
- ④ その他職務執行報告

6 議事の経過及びその結果

(1) 定足数の確認等

冒頭で長沼理事・総務部長より、オンラインでの出席を含めて理事総数15名中11名が出席、3名は欠席であること、したがって開催要件の定足数たる過半数8名以上の出席を充足していることを確認した(第1号議案説明前に理事1名が到着、理事出席は12名となった)。また、オンラインミーティングツール(Zoom)により、オンライン出席者とは互いに音声が届くことが確認され、同理事から本会議の議事進行について説明があった。

(2) 議案の審議状況及び議決結果等

定款に基づき雨宮理事長が議長となり、本会議の成立を宣した。

議事録署名人は定款第52条の規定に基づき、雨宮理事長、鈴木副理事長、谷村監事、中田

監事及び平川監事とし、議案の審議に移った。

○決議及び承認事項

第1号議案「2020年度事業報告及び附属明細書の承認」の件(承認事項)

第2号議案「『2020年度計算書類(貸借対照表及び正味財産増減計算書)及び附属明細書並びに財産目録』『同 民間公益活動推進基金 明細書』の承認」の件(承認事項)

定時評議員会へ提出する原案を審議する、第1号議案、第2号議案の説明が続けて行われた。初めに両宮理事長より第1号議案について、次のとおり事業報告の説明があった。

〔事業報告〕

2020年初めから新型コロナウイルスが瞬く間に蔓延し、現在もなお先が見えない状況が続いている。当協会でも事業活動に制約を受ける中、事業収益の減収を補う措置を講じる一方で、ITを活用した法人運営、事業活動における新たな工夫も試みてきたところであるが、コロナ禍において、施行後12年を経過した新たな公益法人制度に内在する問題点と改善点がより明らかとなってきた。

2020年度事業計画における基本方針は以下の6点であった。

- (1) 中期経営計画「3ヶ年Kプラン」(2019~2021年度)の第2年度とし、未達成の事業について明確な方法を以て達成すると同時に、必要に応じて方針の再検討等を柔軟に行う。
- (2) 「新公益法人制度施行10周年記念シンポジウム」で採択された大会宣言(財務三基準関連の是正を含めた3項目の政策提言)の実現を引き続き最重要課題として位置付け、政府及び与野党との関係強化・拡大、公益セクターならびに市民社会への呼び掛けに努める。また、大会宣言実現の前提として要請されている公益法人界全体としてのガバナンスの向上に関する諸活動に努める。
- (3) 2019年度に導入された新組織体制のもと、各所管部が持つノウハウを活かし、当協会の活性化、収益力の強化、経営の安定化等に鋭意注力する。
- (4) 公益法人セクター唯一の中間組織であることの自覚と誇りを持ち、会員の利益につながる諸施策、政策提言を引き続き実行する。またそのための調査活動、シンクタンクの機能を強化する。
- (5) 政府の働き方改革等の動きにも対応し、充実した生活を送れる職場づくり、ハラスメントのない明るい仕事場づくりに注力する一方、職員は収益力の強化が前提であることを意識し業務に精励する。
- (6) 2022年10月の当協会創立50周年に向け、①50周年記念事業、②寄附金募集事業を行うための検討、準備を開始する。

上記の基本方針に沿い各事業を実施したが、特筆すべきは、コロナ禍でいかに事業活動を維持、対応していくかが問われるなか、WEB会議ツール等のITシステムを導入し、結果として事業展開にバリエーションがもたらされたことである。

また、前年度から企画検討を始めた創立50周年事業については、企画概要を決定し、その資金調達として募金を開始した。記念事業は、①記念シンポジウムの開催、②『公益法人・一般法人の理論と実務』(仮題)の刊行、③50周年史の発行であり、募金の目標金額は1,000

万円とした。

法人管理面では、事務局長職を廃止し、三部長体制（業務部、調査部、総務部）に完全移行し、使用人兼務の理事の起用等を実施した。また、従来法人管理として実施してきた役員賠償責任保険等団体保険制度については、2021年3月に公益目的事業として変更認定の申請を行ったところである。

各事業の実施の詳細は以下のとおりである。

(1) 公益目的事業1（普及啓発事業）

- ・出版事業は、新刊『「公益法人ガバナンス・コード」の解説』を刊行し、5点を増刷、『運営実務』および『会計実務』の改訂作業を進めた。
- ・WEB事業では、WEBサイト、メール通信を通じ、当協会の事業活動とともに、コロナ禍の法人運営に資する情報の配信に努めた。
- ・国内連携事業では、「東日本大震災草の根支援組織応援基金」については、震災から10年が経ち、当初の目的は一定程度達せられたことから、2021年3月の基金配分を最後に寄附募集等の業務を終了した。また、海外連携事業では、日・中・韓で年次開催している「東アジア市民社会フォーラム」の第11回が韓国ボランティアフォーラム主催でビデオ配信により開催された（11月20日）。テーマは、「ポストパンデミック時代、市民社会組織の役割と責務」であった。
- ・メディア対策として「公益法人マスコミ懇談会2020」を開催（10月12日、仏教伝道センター）。マスコミ5社（NHK、朝日新聞、毎日新聞、日刊工業新聞、新宗教新聞）が出席。公益法人をめぐる最近の動き、内閣府ガバナンス有識者会議中間とりまとめ意見募集および当協会意見、新型コロナウイルス感染症が及ぼす公益法人への影響等について意見交換を行った。なかでも、公益法人が純資産300万円を期末で2年連続して切ると強制解散になるという説明についてはマスコミ各社からの質問や意見が集中した。

(2) 公益目的事業2（支援・能力開発事業）

- ・相談事業では、新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、面接相談を見合わせざるを得ない状況であったが、相談のニーズは高く、電話相談の受付件数は前年度比16%増であった。相談の傾向としては、コロナ禍における機関運営や公益法人の財務基準に関するものが非常に多く寄せられた。また、WEB会議ツールを使用したオンライン相談を試験的に開始した。
- ・セミナー事業では、新型コロナウイルスの影響を受けて前半では多くの会場において中止を余儀なくされ、また後半では開催回数を減らさざるを得ない状況となった。また、WEB会議ツール等を用いたオンデマンドセミナーを企画・実施した。
- ・内閣府受託相談会は、2010～2017年、2019～2020年に内閣府より受託し10年目となった。新型コロナウイルスの影響を受け開催回数は9回、参加法人数は282法人であった。
- ・機関誌事業は、昨年引き続きガバナンスを軸として誌面を展開し、コロナ対応関連の情報提供にも努めた。また、2021年3月号より「基礎から確認するQ&A」の連載を開始した。

(3) 公益目的事業3（調査研究・提言事業）

- ・「公益信託法の見直しに関する要綱案」（法務省）の理解促進のために「新しい公益信託の活用に向けた勉強会」を新たに開催したほか、民間法制・税制調査会、法制・コンプライアンス・税制・会計委員会の各委員会、非営利法人関連の判例等研究会を開催した。
- ・提言活動では、内閣府「公益法人のガバナンスの更なる強化等に関する有識者会議」の検討動向への対応、新型コロナウイルスの感染拡大が公益法人に及ぼす影響への対応、令和3年度税制改正要望などについて、政府・与野党に対して実現を働きかけた。

(4) 法人管理

- ・入会23件に対して退会40件となり、期末会員数は1,406件であった。
- ・会員向け新春特別講演会（無料）は、緊急事態宣言に鑑み、WEB会議ツールによるオンライン開催となった（1月21日・29日）。講師は（公財）渋沢栄一記念財団・館長井上潤氏。参加者100名。
- ・2020年度は75万円の黒字予算であったが、新型コロナウイルスの影響で事業収益が伸び悩んだことなどが影響し、最終的にはマイナス160万円となった。持続化給付金等の経常外収益を得たことにより一般正味財産増減額は大幅なプラスであったが、引き続き会員増強やコロナ禍・コロナ後における新常态を見据えた新たな事業展開の工夫が喫緊の課題である。

[計算書類等]

続いて、長沼理事・総務部長より第2号議案について次のとおり説明があった。

まず、貸借対照表についてであるが、当年度は、特に新しい資産の購入やリース契約はしておらず、負債及び正味財産の当年度合計は1億3,299万円であり前年度より660万円ほど減少した。主な要因としては、①退職給付引当資産の減少（職員1名の退職）、②リース資産の減少（印刷機やシステムサーバーの減価償却費の影響）である。また、正味財産については、当年度合計は、6,937万円であり前年度より639万円ほど増加した。内訳は、指定正味財産で前年比プラス255万円、一般正味財産でプラス384万円であるが、指定正味財産については、受取支援金として東日本大震災の応援基金を当年度で寄附者の希望どおりすべて使い切った一方、新たに当協会創立50周年記念事業受取支援金が220万円あるほか、海外調査事業受取助成金として、民間法制税制調査会の一環として訪米調査ミッションに助成されたものが200万円、コロナで実施できなかったのが残った状態となっている。また、一般正味財産については、384万円利益を確保しているが、これは持続化給付金、家賃支援金がプラス要因となったものである。なお、個々の資産の詳細については財産目録のとおりである。

次に、正味財産増減計算書であるが、まず一般正味財産について、経常収益2億249万円に対して、経常費用2億410万円であり、当期経常増減額は161万円のマイナスであるが、3月時点での見込みでは140万円のマイナスを想定していたので、ほぼ見込みどおりである。

これに経常外収益として、持続化給付金、家賃支援金等で計545万円の収益があったため、一般正味財産全体でみると384万円のプラスであり、正味財産期末残高は、この一般正味財

産の384万円と指定正味財産である50周年事業受取支援金、海外調査事業受取助成金が作用し、前年度と比べて640万円ほど増える結果となった。

事業毎に経常収益の増減の要因をみると、会費について、予算では入会金含め1億1,000万円としていたところ、当年度実績は1億400万円。予算比、前年度実績いずれと比較してもマイナスとなった。これは、入会23に対し退会40件、純減は17件であることに因る。一方、事業収益については、予算では1億1,400万円としていたところ、当年度実績では8,900万円となり、こちらも予算比、前年度実績いずれと比較してもマイナスとなった。これは出版事業において、新刊が『ガバナンス・コードの解説』1点のみで『運営実務』『会計実務』の改訂版の発行に至らず収益につながらなかったこと、またセミナー事業において、2020年4月、5月のセミナーが緊急事態宣言によりほぼ壊滅状態となり、その後もコロナ予防対策のため1回当たりの参加人数を減らしていることも影響し、予算比、前年度実績いずれと比較してもマイナスとなったことに因るものである。このほか、プラス要因としては、内閣府受託相談会として相談事業収益553万円があるほか、一般寄附金342万円が挙げられる。

経常費用については、人件費、物件費ともに予算比、前年度実績比ともにマイナスである。人件費については、昨年3月に退職した職員1名の補充を行わなかったこと等による給料手当の減少、賞与2回分の一律減額のほか、相談会の臨時雇用職員見合わせなどで、前期実績比1,500万のマイナスとなった。また、物件費についても、旅費交通費、印刷製本費、諸謝金、会場費などで大きく予算比マイナスとなった。これは、セミナーが実施できなかったことにより謝金、旅費交通費、会場費等が減額されたほか、訪米調査ミッション中止による旅費交通費の支出がなかったこと、出版事業における印刷製本費の減少等がその理由として挙げられる。

以上の結果、収益計では、予算比マイナス3,360万円、前年度比マイナス2,700万円。費用計では、予算比マイナス3,130万円、前年度比マイナス3,420万円であり、収益も減ったが、その分費用も減り、経常増減額は、決算では160万円のマイナスで、予算比マイナス230万円となったが、マイナス幅はコロナ禍の状況で最小限に食い止められたのではと考えている。

最後に、正味財産増減計算書内訳表であるが、公益目的事業ごとの経常増減額は、公益目的事業1、2、3いずれもマイナス、公益全体で見てもマイナスであり、収支相償はクリアしている。また、公益目的事業比率は約83%である。遊休財産は3,400万円ほどで、当協会の1年分の公益目的事業費約1億7,000万に照らし保有上限額をクリアしている。本日計算書類等をご承認いただければ、ご説明した数値をもとに、行政庁へ事業報告等の定期提出の届けをいたしたい。

また、税制改正により2018年11月、行政庁の証明を取り付けて設置した「民間公益活動推進基金」は、現物寄附によりその年度どれだけ基金を積み立てたか、監事監査及び理事会承認を経て行政庁に報告するものであるが、2020年度についても寄附がなかった、との説明があった。

議案説明の後、中田監事より監査方法の概要及び監査意見として、事業報告は法令及び

定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めること、理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められないこと、また、計算書類及び附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認める旨の監査報告があった。

第1号及び第2号議案について、次の質疑応答があった。

(渡邊理事) 内閣府の相談会については、予算には入っていないという説明があったが収益だけでなく費用両方で予算に入っていないということか。

(長沼理事) そのとおりである。

(渡邊理事) 費用側で全体に減っているということか。

(長沼理事) 前年度実績で比べると2020年度は臨時職員を雇用しなかったなのでその分人件費が圧縮された。

(渡邊理事) 経費の予実のところそれぞれ部分的にバラバラにはいつているものを取り出すとこの形になるというご説明か。内閣府については増減額についてはニュートラル、収入と費用とがチャラになるということか。収入が増えても経費が同じだけそれだけ増えるから、細部に対するインパクトはないという理解でよいか。

(鈴木副理事長) 厳密に言うと差異はある。人件費など割振りで行っており、トータルのコストの中である意味見積もっている。行政庁に出すときには理論値のような形であり完全にチャラになる訳ではない。

(太田理事) 事業報告の要旨1頁で、「公益法人制度の本来の主旨であった公益法人自らがガバナンスの強化等を自発的に行うという考えにも力点が割かれるようになった」とあるが、当初、スポーツ団体の不祥事がありガバナンスをしっかりとすることはというところから起因し、内閣府がある意味受け身になって勉強会を立ち上げたという経緯であり、ある意味「消極的な」ガバナンスの強化の視点だったのが、現在はここに掲げているように、公益法人側が、民間側の自浄作用として、自らがガバナンスをしっかりと構築していくという考え方に報告書の内容が変わったと理解してよいか。こういう形になったとすればとても良いことだが、実際に報告書の内容もそのようなトーンになったと理解してよいか。

(鈴木副理事長) 「力点が割かれるようになった」というのは若干微妙な表現であり、むしろ全くそれが受け入れられず、不祥事ばかりが取り上げられていたのだが、そもそも公益法人制度改革はそのようなものではなく、自らがガバナンスを強化するというところに力点があったはずだということはある委員の先生が盛んにおっしゃってくださったので、そういう方向に少し動いたということである。私どもはそのような発言のおかげで若干トーンが変わったと理解しており、以前に比べればちょっとした進歩だろうと感じている。ただ、それが全面的に10年前の制度改革の当初の視点に立ったというところまでは至っていないので、全然なかったのが、その点についても少し考慮がなされるようになった、という意味である。

(太田理事) 非常に重要なポイントである。今後、公益法人という民間の非営利団体がいわゆる定款自治と自己責任経営を貫いていくためにはこの考え方がしっかりとガバナ

ンス、コンプライアンス、透明性に反映していかななくてはだめだろうと思う。お上から言われ、規制を強化することによってやるのは昔の手法であり、ぜひ公益法人協会としても努力していただきたい。

(雨宮理事長) 公益認定等委員会が10年の振り返りを出したが、その中でも16回も会合を行って識者のインタビューをしたり、都道府県の委員の方と議論をしたり、いろいろな意見が出てきて、その中で突然、例えば不祥事に対しては外部の評議員とか外部の理事が必要という人も出てくる。誰が言ったのか、読んだだけでは全然分からない。その後続けてガバナンス強化の委員会が開催されたので、どういう経緯でそういうものが出てきたかは確認のしようもないが、おそらく与党のある議員から出てきたことだと思うが一人の議員のためにそのようになるのもおかしいだろう。ガバナンス強化に関する委員会のまとめは終わってはいるがそのあと何が出てくるのかは分からない。ただ私どもの言いたいことはきちんと発信していく。公益法人そのものの自治を尊重することが、公益活動のために必要だということである。

審議の結果、第1号議案、続いて第2号議案を、ともに原案どおり出席理事全員一致で可決した。

第3号議案「役員等候補選出委員会へ提出する『理事及び監事並びに評議員候補者名簿』の承認」の件(承認事項)

雨宮理事長より、理事、監事及び評議員の現況とともに、改選期に当たり再任(理事12名、監事1名、評議員9名)及び新たな就任候補者(理事1名、評議員3名)について、その選出理由、氏名、略歴、当協会との関係等の紹介があり、異議なければ候補者名簿として同選出委員会に提出する旨の議案説明があった。

審議の結果、原案どおり出席理事全員一致で可決した。

○ 報告事項

以下①～④の項目につき、担当執行理事より報告があった。

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響と対応状況
- ② 創立50周年記念事業の募金状況
- ③ 印鑑・署名の見直しと登記等
- ④ その他職務執行報告

① 新型コロナウイルス感染症の影響と対応状況(長沼理事)

対外的対応としては、相談室については電話相談を中心とし、希望があれば面接相談、オンライン相談を一部導入している。また、内閣府受託相談会については、緊急事態宣言の動向により今後の実施を判断する予定である。セミナーについては、コロナ第4波を見越して開催予定数を絞り、またオンデマンドセミナーを実施し、昨年度よりは売上の改善見込みである。協会内対応としては、時差出勤および在宅勤務を実施中である。

② 創立 50 周年記念事業の募金状況（長沼理事）

昨年 12 月から募金を開始しこの 6 月から会員に対する募集を開始した。6 月 7 日現在、325 万円のご寄附を頂戴している。記念事業として 3 つ計画しているが、まず記念シンポジウムについては、「公益法人・一般法人の存在意義を考える—活動の永続化をはかるために必要な基礎体力の増強・維持—」（仮題）とし来年 10 月に開催予定である。内容・会場等について企画をブラッシュアップし、検討を開始している。また記念出版としては、『公益法人・一般法人の理論と実務』（仮題）を、雨宮理事長を中心として執筆予定である。また、協会 50 周年史については太田会長に執筆主担当を依頼している。

（襄理事）コロナの影響下、ウェブセミナーあるいはハイブリッドの開催が少ないように感じるが、何か理由があるのか。逆にこの機会に地方を中心にウェブを展開すれば、コロナ収束後の収益にも貢献できる。ここに注力したらどうか。

（長沼理事）オンラインの同時開催という方法もあるが、当協会ではオンデマンドという収録方式に取り組んでいる。3 月から公益法人会計基準の決算編から始め、これから入門編、基礎編、実務編、制度運営セミナーへとアイテムを取り揃えていく予定である。オンラインで同時に配信ということもあるが、これは資産運用セミナーで取り入れている。人事労務セミナーも同様の形にしている。

（襄理事）オンデマンドは当然双方向にならない。今回の理事会同様、セミナーについても、臨場感があるので参加者も参加しようという意識が高まると思う。ぜひもう少し検討してみてもどうか。

（長沼理事）検討していきたい。

（渡邊理事）コロナ感染症に対する対応の考え方だが、コロナが終われば元に戻るという発想ではもうないと思う。Zoom のいいところも分かってきた。コロナが終わった後、会場参加が面倒くさいので Zoom でやってください、となった時にそれが本当にできるか。今やっていることが、受講者のニーズにどう合っているか。競合関係にあるところがどういう動きをしているのか。コロナがあるから緊急的にそうしていることと、コロナをきっかけにして変わったことと 2 つある。そこで優位性を持ってお客さんのニーズに合うかどうかを検討することが非常に大切であり、検討する良いタイミングだと思う。

（雨宮理事長）仰るとおりである。コロナが終束すれば前と同じようにやれるということはないだろう。新しいやり方、違う方法、今できること、これからもできるということを考えていきたい。

③ 印鑑・署名の見直しと登記等（鈴木副理事長）

政府により電子政府構想が立てられ、その一環として印鑑（押印）や書面の見直しが行われているが、行政機関や司法書士によっても対応がまちまちでカオスの状況にある。公益法人絡みでどのような影響が出るかは『公益法人』6 月号掲載の解説記事の通りであるが、まず押印については、①法律に押印の義務が規定され、それが変更されていないもの

(例・定款の作成、理事会の議事録)、②一定の場合に印鑑が引き続き必要となるもの(例・書面による登記手続)、③押印に代わり電子署名で可となるもの(例・公認会計士の監査報告書)、④事実上の押印欄がある受取証の類、以上4点が見直しの対象となっている。また、書面そのものについては、①法律押印欄が削除されたもの(公益認定法施行規則、整備法施行規則の様式の押印欄)、②法律の改正により受取証書について電磁的記録で可とするもの(民法第486条の弁済受領の受取証書)、③当事者の同意がある場合に受取証等について書面に代わり電磁的記録で可となるもの、以上3点が見直しの対象となっている。今後、法制度面が政府や地方公共団体で完全整備できた段階では全部をカバーするような報告が必要だが、現時点で公益法人として留意すべき点は以上である。

④ その他職務執行報告

上記③までに報告した以外の職務執行の項目について、別添の配布資料を元に説明があった。報告者はそれぞれ、公1「普及啓発」(出版、Web、国内外連携)及び公2「支援・能力開発」(相談室、セミナー、機関誌、情報公開)が鈴木副理事長及び長沼理事、公3「調査研究・提言」(各種研究会等、提言・要望活動)が雨宮理事長、鈴木副理事長及び長沼理事、「法人管理」(会員、社内システム、団体保険等)が長沼理事であった。

また、雨宮理事長から、今月29日の定時評議員会後に開催を予定していた臨時理事会は、決議の省略の方法に替えてご同意をご依頼するが、議題は、代表理事1名の選定、7月以降の役員報酬額等である旨の説明があった。

以上をもって議案の審議等を終了したので、16時40分、議長は閉会を宣し、解散した。

以上、この議事録が正確であることを証するため、出席した代表理事及び監事は記名押印する。

令和3年6月9日

代表理事 時枝 孝子 (雨宮孝子)

代表理事 鈴木 勝治

監 事 谷村 啓

監 事 中田 ちず子

監 事 平川 純子